

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 8月14日
【届出者の氏名又は名称】	高島株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区神田駿河台 2丁目 2番地
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台 2丁目 2番地
【電話番号】	03-5217-7297
【事務連絡者氏名】	经理ユニットマネージャー 齋藤 寛吾
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	高島株式会社 (東京都千代田区神田駿河台 2丁目 2番地) 高島株式会社大阪支店 (大阪市中央区本町 3丁目 1番15号) 高島株式会社名古屋支店 (名古屋市中区錦 3丁目 6番34号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、高島株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、小野産業株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

小野産業株式会社

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、平成27年8月13日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場している対象者の発行済株式のうち、対象者が所有する自己株式を除いた対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合に公開買付者が所有する対象者の議決権数が対象者の総議決権数（注1）の3分の2以上となるよう2,574,000株（注2）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式の全てを取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限（2,574,000株）以上の応募があった場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注1） 対象者の総議決権数とは、対象者が平成27年6月24日に提出した第73期有価証券報告書（以下「本有価証券報告書」といいます。）に記載された平成27年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（4,605,760株）から、本有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数（744,089株）を控除した株式数（3,861,671株）に係る議決権数（3,861個）をいい、以下同じとします。

（注2） 買付予定数の下限は、上記（注1）の対象者の総議決権数（3,861個）に3分の2を乗じた数（2,574個）に、1,000株を乗じた数（2,574,000株）です。

本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全てを取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、対象者に対し、本公開買付け終了後に、公開買付者が対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施を要請する予定です。

本公開買付けに関連して、公開買付者は、対象者の代表取締役社長であり筆頭株主である小野大介氏（保有株式数959,872株、所有割合（注3）24.86%）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（小野大介氏）」）とを平成27年8月13日付で締結しております。小野大介氏は、本応募契約（小野大介氏）に基づき、本公開買付けにその所有する全ての対象者株式959,872株（所有割合24.86%、以下「本応募予定株式」といいます。）を応募することに合意しています。また、小野大介氏は、本応募契約（小野大介氏）に基づき、小野大介氏がその発行済株式総数700株のうち672株を所有する小野不動産株式会社（保有株式数65,760株、所有割合1.70%。以下「小野不動産」といいます。）をして、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募させることに合意しております。また、公開買付者は、小野大介氏の親族であり対象者の第五位株主である小野光世氏（保有株式数116,400株、所有割合3.01%）、小野大介氏の親族であり対象者の第十一位株主である小野清一郎氏（保有株式数78,000株、所有割合2.02%）及び小野大介氏の親族であり対象者の第十六位株主である小野節子氏（保有株式数51,000株、所有割合1.32%。以下、小野光世氏、小野清一郎氏と併せて「応募予定親族株主」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（親族）」）とを平成27年8月13日付で締結しております。応募予定親族株主は、本応募契約（親族）に基づき、本公開買付けにそれぞれの所有する対象者株式の全て（合計245,400株、所有割合6.35%。）を応募することに合意しています。したがって、本応募契約（小野大介氏）及び本応募契約（親族）に基づき、本公開買付けに応募される対象者株式は合計で1,271,032株（所有割合32.91%。以下「本応募予定株式等」といいます。）となることを見込まれています。

本応募契約の概要については、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

（注3） 所有割合とは、本有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の対象者の発行済普通株式総数（4,605,760株）から、本有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の対象者の保有する自己株式数（744,089株）を控除した株式数（3,861,671株）に対する割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいい、以下同じとします。

なお、平成27年8月13日に対象者が公表した「高島株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び資本業務提携のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書、同「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、同「対象者における利害関係を有しない社外取締役からの意見の入手」に記載の意見書等を踏まえ、本公開買付けにおける買付等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）403円は本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年8月12日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値337円に対して19.58%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアムの計算について同じとします。）のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成27年7月13日から平成27年8月12日まで）の終値の単純平均値319円（円未満を四捨五入。以下終値の単純平均値について同じとします。）に対して26.33%のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成27年5月13日から平成27年8月12日まで）の終値の単純平均値363円に対して11.02%のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成27年2月13日から平成27年8月12日まで）の終値の単純平均値287円に対して40.42%のプレミアムを加えた価格であること、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から取得した株式価値算定書に示された対象者の1株当たり株式価値の範囲に含まれること、その他本取引に関する諸条件等を考慮し、本取引は、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成27年8月13日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記対象者の取締役会の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員による決議」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者は大正4年に重布（産業用繊維資材）卸商として創業し、現在、高島グループとして公開買付者及び連結子会社12社、関連会社3社より構成されており、建築・土木資材、断熱資材・住宅資材、太陽エネルギー関連製品から車輛部材、繊維製品、アパレル製品、樹脂製品、機能資材（商業施設・工場）まで多種多様な製品を取り扱う専門商社です。

公開買付者は中期ビジョンとして、持続的発展が可能な社会（サステナ社会）への転換に貢献するために、環境配慮事業における「太陽エネルギー」、「断熱・省エネ」、「高機能素材」の3つの専門領域で機能強化を図っています。主なセグメントとして建材（太陽光などの再生エネルギーを利用したシステムや、環境配慮型の断熱材・建築資材・住宅設備機器など、建築・住宅に関連するトータルソリューションの提供）、産業資材（軽量、且つより高い機能と快適性を求め、進化し続ける鉄道車輛部材開発に取り組みほか、創業当初から深く携わってきた繊維製品をはじめとし、顧客ニーズに対応した樹脂製品、電子部品、省エネ設備など、多角的なソリューションを工場・倉庫・店舗などに対して提供）が挙げられます。公開買付者は平成27年に設立100周年の節目の年を迎え、太陽エネルギー分野、断熱・省エネ分野、高機能素材分野、この3分野に特化・集中していくことにより、専門機能を高め、培ってきた歴史と経験を活かし、「地球環境・経済・社会の持続可能な発展」という“サステナビリティ”社会への転換に注力し、“サステナビリティ”社会への転換に積極的に貢献する『サステナの先進商社』として、地球環境保全を重要な経営課題と位置付け、地球環境保全に積極的に配慮した健全な事業活動を行うことで、付加価値機能を提供するとともに日々進化しています。本取引においては特に高機能素材分野において樹脂製品、電子部品などの高付加価値製品を自動車領域への事業拡大に貢献できると考えています。

一方、対象者は、大正13年に仲セルロイド加工所として創業し、現在ではプラスチック製品（自動車、家電製品、食品容器、医療機器、遊技機器等）の製造及び販売、金型及び治工具製作、商品企画及びそれに伴うデザイン、設計を行っております。また、対象者は、プラスチック製品の外観品質を画期的に改善できるRHC M技術（対象者が独自技術として開発し、実用化技術として完成させた高転写成形技術である、高速ヒートサイクル成形技術をいいます。以下同じとします。）を開発し、対象者及び対象者よりライセンスを供与している提携先（アライアンスパートナー）を通じて世界の顧客に製品を供給しております。平成27年5月20日には、平成27年度を初年度とする中期経営計画（平成27年度から平成29年度）を発表しており、当中期経営計画期間において、対象者固有の技術開発力を活かし、主要顧客の領域を、従来の電機業界から、自動車、医療・食品、産業資材を中核とした領域に転換し、売上高を維持拡大させていくことを経営方針としております。また、対象者の強みである技術力の継続的強化を進め、「コア技術」であるRHC M技術の発展を重点課題と捉え、応用技術の開発、生産工程の効率化を進めることによる製品競争力の強化を図っていくとともに、顧客満足度の向上を目的としたものづくりの更なる推進を進め、効率の良い安定した生産活動を目指していくとのことです。

対象者は、平成20年のリーマンショック以降、売上高が約半分に落ち込み、平成21年3月期から6期連続で営業損失及び経常損失を計上しておりました。

このような状況を解消すべく、対象者は、平成26年3月期までの間、収益性の改善及び財務体質の強化に向けた様々な対応策を実施してまいりました。具体的には、収益性の改善を目的として、平成23年1月に旧西方工場と旧栃木工場の統合を実施することにより、間接コストの削減を図ったほか、QMS（品質）、EMS（環境）活動を主とした改善活動により、製品の歩留まり向上を図るなど、製造コストの低減を進めたほか、平成23年に旧本社ビルを売却し、本社機能を栃木工場へ移転集約することにより、固定費等の削減を実施するとともに、主要顧客を、家電・エレクトロニクス分野から自動車、医療・食品、産業資材分野へと大きくシフトするため、同分野を中心に対象者の独自技術と開発力を活かし、新規顧客の開拓、新製品の受注に努めていたとのことです。また、財務体質の強化を目的として、不動産売却代金による長期借入金返済をはじめ、保有資金により、有利子負債を削減したほか、メインバンクを中心に既存取引銀行との緊密な関係を維持し、必要資金の確保について綿密な連携を図るよう努めていたとのことです。これらの対応策を実施した結果、対象者は、平成27年3月期において、営業利益25百万円、経常利益20百万円を計上するに至りました。また、対象者が平成27年5月14日に公表した「平成27年3月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載のとおり、平成28年3月期の業績予想につきましても、引き続き営業利益、経常利益、当期純利益ともに黒字を見込んでいるとのことです。

公開買付者は更なる事業展開として、産業資材を中心に製造分野への拡大を近年模索しておりました。このような中で、公開買付者は平成27年1月にRHC M技術に強みを持ち、樹脂製品を扱う対象者の代表取締役社長であり筆頭株主である小野大介氏に対して、今後のプラスチック成形加工業界における対象者の競争力を高めるために対象者の完全子会社化を含む公開買付者と対象者の協業の可能性について打診しました。

一方、対象者は急速に変化する市場環境に対応するために家電・エレクトロニクス分野から自動車、医療・食品、産業資材分野へのシフトを強く推進しており、対象者の強みであるRHC M技術の応用により上記の分野への更なる進出を考えており、平成27年2月中旬に公開買付者は対象者から本取引の可能性について前向きに検討する旨の回答を受け、両社は本取引に関する具体的な協議を開始することになりました。

平成27年4月以降、公開買付者は、対象者へのデュー・ディリジェンスを行い、完全子会社化に向けた具体的な検討を重ね、公開買付者は、対象者の高付加価値製品が、公開買付者の強化する「高機能素材」に合致し、自動車領域における対象者の実績、技術の活用により、公開買付者の事業領域の拡大ができること、さらに、公開買付者は、両社の企業価値の最大化を目指すには、共通の事業戦略のもとで対象者が公開買付者の完全子会社となって、機動的な財務戦略や効率的な経営管理体制を構築し、一体経営を実現することが最善であるとの結論に至り、平成27年7月15日に公開買付者は対象者に、公開買付価格をはじめとする本取引に関する正式な提案を行うとともに、小野大介氏との間でも、協議・交渉を開始致しました。その後、公開買付者は対象者及び小野大介氏と複数回に亘る協議を経て合意し、公開買付者は平成27年8月13日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決定いたしました。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、( )家電・エレクトロニクス分野から自動車、医療・食品、産業資材分野への大規模なシフトの推進をはじめとする販売戦略の抜本的な再構築が不可欠であるところ、そのような再構築をスピード感をもって実行していくためには、公開買付者との間の資本業務提携に基づき、公開買付者の完全子会社として事業展開していくことにより、迅速かつ果敢な意思決定を行える体制とすることが必要であり、( )高島グループの商社としての総合力と幅広いネットワークを最大限共有・活用し、対象者の新規製品の開発・企業化に向けた資材・部品の安定調達を可能とするとともに、新規分野における対象者の販売チャネルを拡張すること、及び高島グループのインフラを活用し、人材・システム等の有効活用を実現することが有用であるとの考えを有するに至ったとのことです。

公開買付者は、公開買付者による対象者の完全子会社化によって、主に公開買付者にとって下記 、 、対象者にとっては 、 のようなシナジー効果が期待できると考えております。

自動車領域における対象者の実績、技術の活用により、高島グループとして海外を含めた新規取引先の獲得、提案能力を強化

対象者が持つメーカー機能を取込み、製造から販売までの一貫したバリューチェーン（価値の連鎖）を構築、顧客対応力の強化（特に「高機能素材」領域の強化）

高島グループの商社としての総合力と幅広いネットワークを共有・活用することによる対象者の新製品の開発、資材の安定調達が可能となり、対象者の販売チャネルを拡大

対象者は高島グループのインフラを活用することにより人材、システム等の有効活用を可能とし、効率的な経営管理体制を構築

これらのシナジーを実現すべく、公開買付者と対象者は、平成27年8月13日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結し、当該契約において、(a)技術・ノウハウの相互提供及び共同研究開発、(b)販売チャネルの共有、並びに(c)人材交流の各分野における業務提携を行うことを合意しております。本資本業務提携契約の詳細について下記「第4 公開買付者と対象者との取引等」の「2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」の「(2) 本資本業務提携契約」をご参照ください。

なお、本書提出日現在において、対象者の取締役会は8名の取締役（社外取締役を含みます。）で構成されており、公開買付者から取締役の派遣は行われておらず、今後の経営体制について現時点で具体的に決定しているものではありませんが、本公開買付け成立後、公開買付者から役員を派遣することを検討しています。この点について、公開買付者と対象者は、本資本業務提携契約において、本公開買付け成立後に、公開買付者と対象者との間で、協議の上、本資本業務提携契約に基づく業務提携の目的を達成するために、必要かつ合理的な人材交流を行っていくことを合意しておりますが、人選については本書提出日現在において未定です。

### (3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者の代表取締役社長であり筆頭株主である小野大介氏（保有株式数959,872株、所有割合24.86%）との間で、平成27年8月13日付で本応募契約（小野大介氏）を締結しております。

本応募契約（小野大介氏）において、小野大介氏は、所有する対象者株式の全て（保有株式数959,872株、所有割合24.86%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、当該合意に基づく応募についての前提条件として、(a)公開買付者による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法かつ有効に開始されており、かつ、撤回されていないこと、(b)公開買付者の表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること（注1）、(c)公開買付者が本応募契約（小野大介氏）に規定する義務に重大な違反をしていないこと（注2）、(d)本公開買付開始日までに取得又は履践されている必要がある、本応募契約（小野大介氏）の締結及びその義務の履行並びに本応募契約（小野大介氏）により企図されている取引の実行のために、公開買付者において必要な官公庁その他第三者の許可、認可、承認若しくは同意又は第三者への届出若しくは通知等が（もしあれば）全て取得又は履践されていること、(e)対象者が本公開買付けに対して賛同する旨の取締役会決議を行い、かかる決議が公表されており、かつ、これが撤回されていないことが定められています。なお、小野大介氏が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されていません。

(注1) 本応募契約（小野大介氏）において、公開買付者は、本応募契約（小野大介氏）の締結日及び下記「10 決済の方法」の「(2) 決済の開始日」に記載の決済の開始日（但し、別途特定の時点が明記されている場合は当該時点）において、(a)公開買付者は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、公開買付者の現在行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力を有していること、(b)公開買付者は、本応募契約（小野大介氏）を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有しており、公開買付者による本応募契約（小野大介氏）の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、公開買付者は、本応募契約（小野大介氏）を締結し、これを履行するために必要な社内手続を全て履践していること、(c)本応募契約（小野大介氏）は、公開買付者により適法かつ有効に締結され、公開買付者の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、その各条項に従い公開買付者に対して強制執行が可能であること、(d)公開買付者は、本応募契約（小野大介氏）の締結及び履行のために公開買付者において必要とされる許認可等及び第三者の同意又は第三者への通知、届出等を全て、関連する法令等又は契約等の規定に従い、適時に適法かつ有効に取得又は履践している（但し、本公開買付けに係る決済の開始日までに行えば足りる手続については、本公開買付けに係る決済の開始日までに取得又は履践している。）こと、(e)公開買付者による本応募契約（小野大介氏）の締結及び履行は、( )法令等、( )その定款その他の社内規則及び( )司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、公開買付者による本応募契約（小野大介氏）の締結及び履行を妨げることとなる裁判又は行政手続は、一切係属していないこと、(f)公開買付者は、本公開買付けに係る決済の開始日において、本公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払いに足る十分な資金を有していること、(g)公開買付者について、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続若しくはその申立て、差押、仮差押、仮処分その他の処分又は本契約の締結若しくは本契約に基づく義務の履行を妨げるおそれのある手続は存在せず、また、公開買付者の知る限り、それらの手続がなされるおそれもないこと、並びに(h)公開買付者は、反社会的勢力ではなく、過去において反社会的勢力であったこともなく、また、反社会的勢力と関連を有しておらず、過去において関連を有していたこともないことが真実かつ正確であることを表明及び保証しています。

(注2) 本応募契約（小野大介氏）に規定する公開買付者の義務としては、秘密保持義務、公表に係る義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡等の禁止があります。

また、小野大介氏は、本応募契約（小野大介氏）において、小野不動産をして、その所有する対象者株式の全て（保有株式数65,760株、所有割合1.70%）について本公開買付けに応募させる旨を合意しております。当該義務の前提条件として、対象者が本公開買付けに賛同しない旨の取締役会決議を行っていないこと及び対象者により本公開買付けに賛同する旨の意見が撤回されていないことが定められています。

本応募契約（親族）において、応募予定親族株主は、それぞれの所有する対象者株式の全て（合計245,400株、所有割合6.35%。）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、当該合意に基づく応募についての前提条件として、(a)公開買付者による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法かつ有効に開始されていること、並びに(b)対象者が本公開買付けに対して賛同しない旨の取締役会決議を行っていないこと及び対象者により本公開買付けに賛同する旨の意見が撤回されていないことが定められています。

そのため、本応募契約（小野大介氏）及び本応募契約（親族）に基づき、本公開買付けに応募される本応募予定株式等は合計で対象者株式1,271,032株（所有割合32.91%）となることを見込まれています。

公開買付者と対象者は、平成27年8月13日付で本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の詳細については、下記「第4 公開買付者と対象者との取引等」の「2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」の「(2) 本資本業務提携契約」をご参照ください。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後において、以下に述べる方法により、公開買付者が対象者株式の全てを取得することを予定しています。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者が対象者の総株主の議決権の10分の9以上を所有するに至った場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同とします。）第179条に基づき、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員に対し、その有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式等売渡請求」といいます。）する予定です。株式等売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により当該株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、当該株式等売渡請求において定めた取得日をもって、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員からその所有する対象者株式の全てを取得します。この場合、当該各株主の所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式等売渡請求がなされた場合には、対象者の取締役会にてかかる株式等売渡請求を承認する予定とのことです。株式等売渡請求がなされた場合、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主は、その有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

他方で、本公開買付けの成立により、公開買付者が対象者の総株主の議決権の10分の9以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、対象者株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、当該臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。当該臨時株主総会の開催時期については、下記「10 決済の方法」の「(2) 決済の開始日」に記載の決済の開始日から2ヶ月以内を目途として開催する旨を本資本業務提携契約において定めておりますが、具体的な手続及び開催時期等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定とのことです。

当該臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主は、当該臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することになります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に対して、会社法第235条及び第234条第2項乃至第5項その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。）に相当する当該対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、対象者に裁判所に対する任意売却許可の申立てを行うことを要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全てを所有することになるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）が所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。

株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主は、対象者に対し自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可

能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募しなかった対象者の各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

なお、株式等売渡請求に関する売買価格の決定の申立て、又は株式併合についての株式買取請求に関する価格決定の申立てがなされた場合において、対象者株式の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

本公開買付けは、上記臨時株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続による金銭等の受領及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所 J A S D A Q 市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者株式の全ての取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所 J A S D A Q 市場において取引することはできません。

#### (6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、公開買付者が本公開買付けを通じて対象者を公開買付者の完全子会社とすることを意図しており、対象者の代表取締役社長であり筆頭株主の小野大介氏（保有株式数959,872株、所有割合24.86%）が公開買付者と本応募契約（小野大介氏）を締結しており、また、対象者の取締役であり監査等委員であり第十一位株主である小野清一郎氏（保有株式数78,000株、所有割合2.02%）が公開買付者と本応募契約（親族）を締結していることから、必ずしも、対象者の筆頭株主である小野大介氏及び第十一位株主である小野清一郎氏と対象者の他の株主の皆様との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するため、以下のような措置を講じております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を本公開買付けが成立した場合に公開買付者が所有する対象者の議決権数が対象者の総議決権数の3分の2以上となるよう2,574,000株としており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」の下限（2,566,352株）を上回っているほか、公開買付者としては、下記からまでの措置を通じて、対象者の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えております。

##### 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しており、公開買付者は、大和証券から平成27年8月13日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。なお、大和証券は公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。本株式価値算定書の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

##### 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対し、対象者株式の価値算定を依頼し、平成27年8月12日付で株式価値算定書を取得したとのことです。なお、みずほ証券は、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、対象者及び公開買付者との間で重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、みずほ証券は、対象者株式については、対象者が東京証券取引所 J A S D A Q 市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定しているとのことです。



市場株価法では、平成27年8月12日を基準日として、対象者株式の東京証券取引所JASDAQ市場における基準日終値337円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値319円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値363円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値287円をもとに分析し、対象者の株式価値を算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画（平成28年3月期から平成30年3月期までの3年間）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成28年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の株式価値を算定しているとのことです。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、平成28年3月期は、貸倒引当金戻入益の計上に伴う販管費の減少により利益の増加が見込まれ、営業利益が126百万円になると見込んでいるとのことです。一方、平成29年3月期は、前期の貸倒引当金戻入の影響がなくなること及び人件費増加の影響により、営業利益が62百万円となることを見込まれるとのことです。平成30年3月期は、産業資材分野での受注拡大に伴う売上高増加の影響により、営業利益が239百万円となることを見込まれるとのことです。

みずほ証券による対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

市場株価法：287円～363円

DCF法：307円～468円

みずほ証券は、対象者の株式価値算定に際して、対象者から提供を受けた情報、及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、対象者の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実のみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていないとのことです。また、対象者の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は鑑定を行っていないことを前提としているとのことです。また、かかる算定において参照した対象者の財務見通しについては、対象者により平成27年8月12日時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成27年8月12日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、対象者及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない社外取締役からの意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しないものの、本公開買付けを含む本取引の公正性を確保するべく、対象者の監査等委員である社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている神谷晋氏及び佐川久俊氏に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の公正性、(c)本取引により対象者の少数株主等（本公開買付け後の少数株主を含む一般株主をいいます。以下同じとします。）に交付される対価の公正性、及び(d)本取引が対象者の少数株主等にとって不利益であるか否かについて、検討を依頼したとのことです。これを受け、神谷晋氏及び佐川久俊氏は、対象者から、本取引の意義及び本取引に係る交渉過程等の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行い、また、みずほ証券が作成した株式価値算定書その他の資料の検討を行ったとのことです。

そのうえで、神谷晋氏及び佐川久俊氏は、上記(a)乃至(d)の事項につき、慎重に協議及び検討を行った結果、本取引により公開買付者が対象者を完全子会社化することで対象者及び公開買付者双方にシナジー効果が生じることが期待され、本取引がそのようなシナジー効果による対象者及び公開買付者双方の企業価値の向上を目的とするものであること、本公開買付け価格が、みずほ証券が作成した株式価値算定書における対象者の1株当たり株式価値の算定結果の範囲内にあること、対象者が、対象者及び公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーの助言等を受けながら、本取引に特別の利害関係を有する可能性のある者以外の者により、公開買付者との実質的な協議・交渉を複数回にわたって行っていること、本公開買付けに応募しなかった株主は、本完全子会社化手続において、最終的に本公開買付け価格と同一の額の金銭が交付される予定であること等を踏まえ、平成27年8月13日に、対象者に対し、(a)本取引により対象者の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は公正であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする意見書を提出したとのことです。なお、神谷晋氏及び佐川久俊氏は、公開買付者及び対象者との間で重要な利害関係を有しません。

対象者における利害関係を有しない取締役全員による決議



対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年8月13日開催の取締役会において、みずほ証券から取得した株式価値算定書、TMI総合法律事務所から得た法的助言、神谷晋氏及び佐川久俊氏から入手した意見書その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に係る諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、対象者は、公開買付者との間の資本業務提携に基づき、( )公開買付者の完全子会社として事業展開していくことにより、迅速かつ果敢な意思決定を行える体制とするとともに、( )高島グループの商社としての総合力と幅広いネットワークを共有・活用し、対象者の新規製品の開発・企業化に向けた資材・部品の安定調達を可能とするとともに、新規分野における対象者の販売チャネルを拡張すること、及び高島グループのインフラを活用し、人材・システム等の有効活用を実現することは、対象者の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断するとともに、本公開買付価格である403円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年8月12日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値337円に対して19.58%のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成27年7月13日から平成27年8月12日まで)の終値の単純平均値319円に対して26.33%のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成27年5月13日から平成27年8月12日まで)の終値の単純平均値363円に対して11.02%のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成27年2月13日から平成27年8月12日まで)の終値の単純平均値287円に対して40.42%のプレミアムを加えた価格であること、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から取得した株式価値算定書に示された対象者の1株当たり株式価値の範囲に含まれること、その他本取引に関する諸条件等を考慮し、本取引は、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、小野大介氏及び小野清一郎氏を除く取締役(6名)の全員一致により、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である小野大介氏は、公開買付者との間で本応募契約(小野大介氏)を締結していることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会に関する審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、対象者の取締役であり監査等委員である小野清一郎氏は、公開買付者との間で本応募契約(親族)を締結していることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会に関する審議及び決議には一切参加していないとのことです。

公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、本公開買付価格の公正性を担保することを意図しております。

#### 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1)【買付け等の期間】

###### 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年8月14日(金曜日)から平成27年9月29日(火曜日)まで(30営業日)
公告日	平成27年8月14日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

###### 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】  
該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金403円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、大和証券は公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>大和証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は、大和証券から平成27年8月13日に対象者の株式価値に関する本株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得してはおりません。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：287円～363円 DCF法：347円～451円</p> <p>市場株価法においては、平成27年8月12日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所JASDAQ市場における基準日の対象者株式の終値337円、直近1ヶ月間の対象者株式の終値の単純平均値319円、直近3ヶ月間の対象者株式の終値の単純平均値363円及び直近6ヶ月間の対象者株式の終値の単純平均値287円と分析しているとのことです。上記の算定基準日の分析結果を基に、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を、287円から363円までと分析しております。</p> <p>DCF法においては、公開買付者が対象者から提供を受けた事業計画（平成28年3月期から平成30年3月期）を、直近までの業績の動向、対象者へのマネジメント・インタビュー、想定されるシナジー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して一定の修正をした平成28年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲を347円から451円までと分析しております。</p> <p>なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、平成28年3月期は、貸倒引当金戻入益の計上に伴う販管費の減少により利益の増加が見込まれ、営業利益が126百万円になると見込んでおります。一方、平成29年3月期は、前期の貸倒引当金戻入の影響がなくなることにより、減益になることが見込まれます。平成30年3月期は、想定されるシナジー効果が発現し平成28年3月期と同水準の営業利益になると見込んでおります。</p> <p>公開買付者は、大和証券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び小野大介氏との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年8月13日の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり403円とすることを決定しました。</p>

	<p>なお、本公開買付価格403円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年8月12日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値337円に対して19.58%のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成27年7月13日から平成27年8月12日まで）の終値の単純平均値319円に対して26.33%のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成27年5月13日から平成27年8月12日まで）の終値の単純平均値363円に対して11.02%のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成27年2月13日から平成27年8月12日まで）の終値の単純平均値287円に対して40.42%のプレミアムを加えた価格となります。</p> <p>また、本書提出日の前営業日である平成27年8月13日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値350円に対して15.14%のプレミアムを加えた金額となります。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>公開買付者は更なる事業展開として、産業資材を中心に製造分野への拡大を近年模索しておりました。このような中で、公開買付者は平成27年1月にRHC M技術に強みを持ち、樹脂製品を扱う対象者の代表取締役であり筆頭株主である小野大介氏に対して、今後のプラスチック成形加工業界における対象者の競争力を高めるために対象者の完全子会社化を含む公開買付者と対象者の協業の可能性について打診しました。</p> <p>一方、対象者は急速に変化する市場環境に対応するために家電・エレクトロニクス分野から自動車、医療・食品、産業資材分野へのシフトを強く推進しており、対象者の強みであるRHC M技術の応用により上記の分野への更なる進出を考えており、平成27年2月に公開買付者は対象者から前向きに本件を検討する旨の回答を受け、両社は本取引に関する具体的な協議を開始することになりました。</p> <p>平成27年4月以降、公開買付者は、対象者へのデュー・ディリジェンスを行い、完全子会社化に向けた具体的な検討を重ね、公開買付者は、対象者の高付加価値製品が、公開買付者が強化する「高機能素材」に合致し、自動車領域における対象者の実績、技術の活用により、公開買付者の事業領域の拡大ができること、さらに、公開買付者は、両社の企業価値の最大化を目指すには、共通の事業戦略のもとで対象者が公開買付者の完全子会社となって、機動的な財務戦略や効率的な経営管理体制を構築し、一体経営を実現することが最善であるとの結論に至り、平成27年7月15日に公開買付者は対象者に、公開買付価格をはじめとする本取引に関する正式な提案を行うとともに、小野大介氏との間でも、協議・交渉を開始致しました。その後、公開買付者は対象者及び小野大介氏と複数回に亘る協議を経て合意し、公開買付者は平成27年8月13日の開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決定いたしました。</p> <p>上記を踏まえて、公開買付者は、上記「算定の基礎」欄に記載のとおり、対象者との協議及び交渉を経て、最終的に平成27年8月13日に公開買付者取締役会において、本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により、本公開買付価格を決定しました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、大和証券は公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得してはおりません。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>大和証券は市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っております。各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：287円～363円          DCF法：347円～451円</p>

	<p>当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>公開買付者は、大和証券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び小野大介氏との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年8月13日の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり403円とすることを決定しました。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,861,671 (株)	2,574,000 (株)	(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,574,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,574,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておらず、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、買付予定数には、本有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(4,605,760株)から、本有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の対象者の保有する自己株式数(744,089株)を控除した株式数(3,861,671株)を記載しております。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	3,861
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年8月14日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年8月14日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成27年3月31日現在)(個)(j)	3,855
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(3,861,671株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年3月31日現在)(個)(j)」は、本有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(4,605,760株)から、同本有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数(744,089株)を控除した株式数(3,861,671株)に係る議決権の数である3,861個を分母として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の16時までに応募して下さい。

本公開買付けに係る普通株式の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意下さい。また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等につきましては、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(8) その他」をご参照下さい。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせ下さい。（注4）

#### (注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個人・・・印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等（氏名、住所、及び生年月日の記載があるもの。）

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業内容の記載のあるもの。）

外国人株主等・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、及び生年月日の記載のあるもの。法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業内容の記載のあるもの。）

法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合には、別途事業内容の確認できる書類（居住者の本人確認書類に準じた書類又は日本国若しくは外国の法令により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載のあるもの）の提出が必要となります。

#### (注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人の株主等の場合)  
個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的な質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(注4) 特別口座からの振替手続  
上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時まで、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者:

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,556,253,413
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	35,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	1,595,253,413

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(3,861,671株)に1株当たりの本公開買付価格(403円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。



(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	2,359,055
計(a)	2,359,055

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)				

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

2,359,055千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10【決済の方法】

### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

### (2)【決済の開始日】

平成27年10月6日(火曜日)

### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

### (4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

## 11【その他買付け等の条件及び方法】

### (1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,574,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,574,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第1項第3号ヌに定める「いからりまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### (3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日まで公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

#### (2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

#### (3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第127期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月30日 関東財務局長  
に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第128期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)平成27年8月13日 関東  
財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

高島株式会社  
（東京都千代田区神田駿河台2丁目2番地）  
高島株式会社大阪支店  
（大阪市中央区本町3丁目1番15号）  
高島株式会社名古屋支店  
（名古屋市中区錦3丁目6番34号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

（1）【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

（2）【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

（3）【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

（4）【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

（1）【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

## 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

最近の3事業年度における公開買付者と対象者との間の取引は以下のとおりです。

(単位：千円)

取引の内容	取引金額		
	第125期連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第126期連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第127期連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
資材の販売等	1,655	3,272	2,777

なお、公開買付者と対象者の役員との間に重要な取引はありません。

## 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

## (1) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年8月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨すると決議したとのことです。対象者による賛同意見及び応募推奨の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けの買付価格の公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の決議」をご参照下さい。

## (2) 本資本業務提携契約

公開買付者と対象者は、平成27年8月13日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

(a) 公開買付者と対象者は、本公開買付けが成立することを条件として、相互にビジネスパートナーとして、大要以下のような業務提携を行う。

- ( ) 技術・ノウハウの相互提供、共同研究開発
- ( ) 販売チャネルの共有
- ( ) 人材交流

(b) 対象者は、(A)公開買付者が、本資本業務提携契約の締結日に、本公開買付けを実施する旨の取締役会決議を行った場合には、本資本業務提携契約の締結日に、( )本公開買付けが実施された場合、本公開買付けに賛同し株主に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を行い、かつ、( )公開買付者が本公開買付けを実施する旨を公表した場合には、本公開買付けに賛同を表明し、かつ、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する予定である旨を東京証券取引所の有価証券上場規程に従って公表し、また、(B)本公開買付けの開始日において本公開買付けが開始され、公開買付届出書が開示された後、法令に従いその旨を記載した意見表明報告書を提出すること。但し、本公開買付けに賛同し株主に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務に違反するおそれがある場合はこの限りではない。

(c) 対象者は、本資本業務提携契約の締結日以降本公開買付けの決済が終了するまでの間、本公開買付けに賛同し株主に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回しないこと。但し、本公開買付けに賛同し株主に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を維持することが、対象者の取締役の善管注意義務に違反するおそれがある場合はこの限りではない。

(d) 対象者は、本資本業務提携契約の締結日以降本公開買付けの決済が終了するまでの間、(i)善良なる管理者の注意をもって、その事業を本資本業務提携契約の締結日以前と同様かつ通常の業務の範囲内において遂行するものとし、( )配当又は中間配当を行わないこと。

(e) 本公開買付けが成立した場合、本完全子会社化手続が完了するまでの間、対象者は、( )善良なる管理者の注意をもって、その事業を本資本業務提携契約の締結日以前と同様かつ通常の範囲内において遂行し、( )配当又は中間配当を行わず、及び( )公開買付者が要請し、かつ、対象者が当該要請を承諾した場合(但し、合理的な理由なく承諾を留保しない。)には、公開買付者が別途指名し、あらかじめ書面(電子メールも含む。)により対象者に通知する者(最大5名)を対象者の取締役会(本完全子会社化手続に関する取締役会を除く。)にオブザーバーとして参加させ、これらのオブザーバーによる取締役会以外の重要な会議への参加の可否及び条件について、公開買付者と別途協議すること。

(f) 本公開買付けが成立した場合において、公開買付者が本公開買付けを通じて対象者株式の全てを取得することができなかつたときは、公開買付者は、速やかに、対象者に対し、本完全子会社化手続を実施するよう要請しなければならないものとし、かかる要請があつた場合、対象者は、本公開買付けに係る決済が完了した日以降、公開買付者が別途指定する時期に（本完全子会社化手続の実施に臨時株主総会の開催が必要となる場合、本公開買付けに係る決済の開始日から2ヶ月以内を目途として臨時株主総会を開催するものとする。）、公開買付者の要請に従い、本完全子会社化手続を行い、対象者及び公開買付者は相互に、本完全子会社化手続に協力すること。但し、本完全子会社化手続を実施することが、対象者の取締役の善管注意義務に違反すると客観的に判断される場合はこの限りではない。この場合、対象者の取締役は公開買付者との間で事前に協議するものとする。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

### 2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 JASDAQ市場(スタンダード)						
	平成27年2月	平成27年3月	平成27年4月	平成27年5月	平成27年6月	平成27年7月	平成27年8月
最高株価	210	237	225	683	475	350	357
最低株価	180	189	196	208	325	305	306

(注1) 平成27年8月については、8月13日までのものです。



### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

#### (2)【大株主及び役員の所有株式の数】

##### 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

##### 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

#### 4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1)【対象者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第72期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月23日関東財務局長に提出

事業年度 第73期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月24日関東財務局長に提出

###### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第74期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月13日関東財務局長に提出

###### 【臨時報告書】

該当事項はありません。

###### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

##### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

小野産業株式会社

( 栃木県栃木市西方町本郷600番地 )

株式会社東京証券取引所

( 東京都中央区日本橋兜町2番1号 )

#### 5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

#### 6【その他】

該当事項はありません。